

近代日本における中学校教育成立に関する研究：中学校教育の地方的形成と統合

新谷，恭明

<https://doi.org/10.11501/3106933>

出版情報：九州大学，1995，博士（教育学），論文博士
バージョン：
権利関係：

問題の設定

近代日本の中学校教育は外国から移入された中学校教育制度の枠組みの上に構築されることになったが、そうした外国の中学校教育をそのまま定着させたのではない。もとよりそうした近代中学校教育へと展開する可能性をもった教育伝統が底流として存在したと考えるべきではないだろうか。第一に藩の官僚養成機関であった藩校教育であり、第二に庶民知識層の教養教育機関であった在村私塾の教育である。

藩校と近代中学校との関係についてはまず「学制」頒布以降旧藩校を母胎として中学校が設立された例が多いことが理由としてあげられるが、藩校廃止後の中学校の設立については「明治初年、県の財政基盤は弱体であり、中学設置はきわめて困難な状態であった。したがって、廃藩されたとはいえ、経済的にも政治的にも、実権を温存している旧藩の動向が、地方における中学作りの鍵を握っていた」(一)とする見方もある。しかし、旧藩主による中学校設立の動向は単に県財政の肩代わりを旧藩が引き受けたという問題ではなく、旧藩校が果たしていた役割と同様の役割を遂行しうる学校を要求する社会的なニーズがそれぞれの地方には存在したのだと見る必要がある。そして移入された中学校観がどのようなものであったかを「和蘭学制」及び「仏国学制」の検討とそれを再編成した「大学規則并中小学規則」及び「学制」の中学条項について再検討してみる。

第一節 中学校教育の底流としての藩校教育―久留米藩明善堂を事例として

一 藩校における学制改革の課題

イ 樺島石梁の改革課題

久留米藩校明善堂は寛政八年に細井平洲門下の藩儒樺島石梁によって焼失した講談所（修道館）を再興する形で創設された^(三)。この明善堂創設にあたって石梁が立てた教育方針や教育内容からその学校観を見ることができる。石梁は師の細井平洲がかつて米沢で実践した「興讓館での教育が、己の人格の修養を前提としながらも、藩是に従った順良な藩士を育成し、有能な人材を登用することにより危機的状況の藩を再建し、以て藩の存続と発展を期していた」^(四)という学校観を根底に持っていたと思われる。それは従前より久留米藩が藩がよしとしてきた閩齋学とは当然のことながら異なったものであった。例えば『論語』のなかで魯国の哀公が凶作で国用が足りないと悩んでいたときに有若が十分の二の年貢を十分の一にするよう提案した例^(五)をひいて山崎闇齋が「有若乃申分其尤なることにてこの政は当時諸国困窮の上などに猶更専一の法なり」^(五)と真正直に受け取り、そのまま当時の政治に活用しようとしていたのに対し、石梁は「此有若の答ほどおかしく算用のあわぬ事なし其わけハ……たとへは魯国の納り高百万石の身代ならば半分に減して五十万石になるなり……俄に半年年貢になしたらは……上の入用ことしより何をもってふさくへきや……されは下ニはかり富さかへて上の蔵ハ明キクらになりて其つまり国家はあとなり是も計かたし」^(六)と閩齋の解釈を国家経営を後に回す理論的矛盾を含ん

でいるものと喝破し、そうした理解は「たゞ理屈つめといふものにて自分に手にかけて行ふてミれは書面乃通りにハゆかぬものなり」^(七)と現実の政治を見ない机上の空論であると一蹴している。石梁のこの事例についての解釈は「(魯の国が)悪政ゆへ有若深く悲しミ思はれて今此危急を救はむとならはとにかく真実の仁心を以て真実の仁政を行ひ下を欺き虐げる事をやめて下を恵ミいとおしむの政を行ふほかハなし」^(八)というものであった。そのためには「賞と罰とを厳にして下にむかひ一点の不信を行はず君臣一致して身をはめふミ込て致より外ハ秘術とてハ決してなき事なり」^(九)として行政府が内包している問題こそが重要なのだとしている。こうした現実の政治、殊に「山崎も申されし如く当時天下困窮の国を治めむ」ことの要請されている時であるが故に石梁は明善堂に対してそうした仁政を遂行できる人材の育成を期待していたのである。

これは明善堂の教育方針にただちに反映した。従来、久留米藩では闇齋学を標榜してきたところから『白鹿洞書院揭示』を壁上に掲げていたが^(十)、明善堂創設にあたってはこれを廃止することとした。樺島石梁はこの件について左のように記している^(十一)。

狩塚講所之節座列之争又学路之しらへ等事繁く学式も有之また朱子白鹿洞之学規を壁上ニ掲置正学異学之分源ニ相正候事之由明善堂之始も諸人見識多く学政之御立方学規或者功令等を相認候類も有之候得共右体之事上ニ一切御省ニ相成候唯々今に有之所之 上之御壁書出席之面々互ニ恭謙遜讓を専とすへきとの数言之壹通斗を東壁上御掲ニ相成候夫より煩を省き簡ニ成り自然と礼儀も正敷今ニ至候

ここで示される「数言之壹通」とは左の一文であった^(十二)。

出席之面々恭謙遜讓を専とし不敬之体無之様心を用ひ志を勵し可令習學者也

この一文によって石梁は閩齋学的方法が陥りやすい教条主義、注入主義、形式主義を排し、諸生の内発的な自己形成を重視する教育方針をおいたのであった。それはただ「恭謙遜讓」という壁書の精神を守り、すべての精神から類推して、自分で考え、判断し、行動させるという方針である。具体的な例を挙げると先の引用中に「座列之争」という問題があった。これは明善堂内での座列を身分や長幼の如何によって決めていたものであったが、時としてその順をめぐる争いがあったということである。石梁は「堂中出席之面々一切座列なし座列なきの内に自然の座列を相立御壁書の面を互に相守れとの御定なり」として相互に自主的に座列を譲り合うことにより「自然の座列」が作られることを期したのである^(十三)。具体的には「此時分一人之御徒士組いかゝいたしけん頭役之上に座ス其頭役教員ニ懇ていかゝの了見ならむと云」ったという事態が生じたときに、石梁は「御壁書を御覽候へ定て彼人之心得違なるへし御自分様之御世話ニハ及ましと云へハ其事やミぬ」ということで落着かせた。また「ある番頭之舍弟諸士之座を少進出御奏者番之嫡と常ニ同座せり人々心には付居候得とも是ハ其人之失礼なるへし明善堂之過ニハ成ましとて打すてをきぬ」という処置をした。いずれにせよ座列の約束事はなくと

も「恭謙遜讓」の精神に従えば互いに譲り合っておのずと然るべき座順に落ちつくものだとするものであり、よしんば本人がすぐに気づかなくとも自覚するまで待つ、というのが石梁の考えた明善堂の教育方針であった。この「恭謙遜讓」という壁書の原点は彼の師である細井平洲の「讓」の思想にあると考えられるが、平洲は「讓」を封建社会における自己否定の論理であるとみなしており^(十五)、石梁も「恭謙遜讓」という言葉によって藩秩序の基本原理を示したものといえる。諸生にこまごまとした軌範を注入遵守することで藩社会の行動様式を身につけさせるというのではなく、「恭謙遜讓」という基本原理に沿って書生自身の分別によって事の是非、とるべき態度を判断させるという方法であった。この教育によって諸生は藩の体制を経験的に理解し、藩士としての行動様式を主体的に学ぶことになるのである。

学校のあり方じたいについても石梁は提言をしている。石梁は明善堂創設の任を終えたと出府を命ぜられ江戸へ向かった^(十六)が、このとき石梁は明善堂に関する献言書を当路者に呈している^(十七)。

その内容は八ヶ条に及んでいるが^(十八)、藩校のあり方の理念的な問題について二点言及している。ひとつは「御国中一向宗など申合明善堂江仏書ヲ奉納仕度相談」があった件についてである。その扱いについて石梁は「一体一己の私学ニ御座候ハゞいか様共銘々見識次第ニ可相済候得共学校之教ハ其国政ト同意ニ可有御座事ニ候ヘハ仏法とても脇ニ可仕様無御座候左候ヘハ仏道にても神道にても尽く取込ミ其道ノ人々も帰服仕神道仏道其外何れの道も程よく行れ候が本意と奉存候ヘハ僧侶より学館江仏書奉納ト申ハ却而面白キ義と愚意奉存候」と藩校の教育は国政と同じであるから国内に行われている儒学以外の「道」はすべて取り込むべきだという観点から

当該仏書の受け入れに賛意を示している。この国政と教育とを同意とみなすところに石梁の学校観が象徴されているといえよう。そして明善堂の教育を藩政のなかに位置づけ藩内のあらゆるものを共存させていくことで藩政の安定をはかるうという考え方が示されている。もうひとつの点は元藩講席教官高山金次郎（†）の亡児茂太郎の登用について進言している条がある。趣旨は金次郎亡き後も「平生殊の外出精」し、現在では「修行も定而果敢 参申候半と奉存候」とその学問的力量を評価した上で「左候へハ明善堂句読師位ハ随分勤マリ可申候。金次郎も結構被 仰付候跡ニ御座候ハハ何程いか様ニも御沙汰被 仰付候ハハ本人ハ勿論金次郎大勢之門人等迄唯々難有本望ニ可奉存候」と亡父金次郎の弟子たちも喜ぶであろうとしている。但し、これは単なる茂太郎への同情からではない。石梁は「学問之儀御国ニ不限一体其流義種々有之互ニ宗旨論之様なる事のミを仕末に拘り本を忘れ学問之实用ハ虚ニ相成居候義天下一統ト相見へ申候」と当時の学派の争いを懸念しており、「御国にても先年は兎角其気味を離れ兼ね候様にと申す分者御座候承り及び申候」とそれが久留米藩でも問題であったことを指摘している。そして「金次郎事は兼ね〜上妻郡其外在々に大勢門人御座候而久留米と遠く候故一派を立て居り申候皆々勤厚之学風にて随分宜敷相見え申候得共何を申候而も兎角御国中一致不仕候而は実用有御座間敷と奉存候」と金次郎の門弟が領内の一大勢力になっているため一種の派閥化する以前に明善堂に取り込んでしまうのがよいという進言である。この件にも藩内の学問（イデオロギー）の一本化という石梁の姿勢が窺える。

天保八年九月に本莊星川が教授助に就任し、明善堂の実権を握ることになった。星川は元来士分ではなかったが、はじめ高山畏斎の長男茂太郎に教えを受け、後に江戸へ出て古賀精里に学んだ。精里の抜擢により昌平坂学問所の書生寮に入りその舎長を務め、帰郷して私塾川崎塾を開いた。そしてその学問の評判によって浪人籍に入れられ、さらに右筆格に抜擢されて明善堂の講官に採用された人物である^(七五)。本莊星川は樺島石梁に重用されたということであるが^(七六)、学風は当然古賀精里流の闇齋朱子学の立場にあり、石梁の折衷学的学問観・教育観とは異なった方針をもっていたと考えられる。『久留米小史卷ノ廿一』に「此時ニ当リ（注一）天保十五年頼永襲封の時）、学派、古学ヲ主トスル樺島公礼^(七六)派アリ、朱子学ヲ主トスル本莊一謙^(七五)派アリ、村上守太郎・真木和泉・木村三郎等ノ水戸へ遊ヒ輸入セシ新論〔会澤安ノ著書〕派ノ学派ニシテ、天保学ト称スル水戸学派アリ。是レ学問ニ党派ヲ分ツノ始メトス。」とあるように本莊の教授助就任後数年の後には藩内では学派の対立が顕在化してきたようである。

まず星川は教授助就任まもなく世子の教育について従来の樺島体制を否定し、自らの新方針を主張した。すなわち、天保五年十二月五日付で世子弥作（後の十代藩主頼永）の守役である岡田弾右衛門から星川にあてて左の書状が来ている^(七三)。

若殿様御学問遂ニ御進立ニ付只今之通にて成丈御講釈御会読御染ニと被為有候様有之可然候御作詩御翰講等も御仕習被遊候てハ御修行御勵ニも不相成義ニ付是又唯今之通申上ニ可相成候尤御行儀を始公辺向

且御国政筋之御当用之御学問重もに被為進候義ハ上之兼て之御趣意ニ付御会業之御振合も御講釈御会誦等御平常御心得方御肝要之義を重もニ御引立被申上可然義ニ付書生向之御風儀ニ有之候てハ宜かる間敷候為 勿論御学問被遊方ハ大学頭様追々御差図も可有之候得共御相手申上候面々と御附中之心得と相相違いたし候様ニ而ハ御勵ニも不相成且又今日御修行被遊方上之思召ニ齟齬いたし候様ニも有之候てハ不相濟事ニも存候ニ付此趣下拙心得を以て御尊候事

要点は二点ある。ひとつは世子弥作に対して「御国政筋之御当用之御学問」を授けてほしいという要求であり、もうひとつは「御相手申上候面々」（教官）と「御附中」との意見の違いから混乱を生じているので改めてほしいという申し入れである。この要請はおそらく朱子学を標榜する星川と石梁流の実用の学を明善堂の教育に期待する御守役との考え方の違いがあらわれている。石梁はその晩年の覚書において「近来ハ世家厚祿之衆迄大勢出役ニ相成候此衆ハ我々之家柄とハ違ひ出精次第後ニハ皆立身大役枢機之地ニ至千人万人之上を取拵可申身分なれハ学問も所謂書生はたの修行とハ違可申事ニ候」と藩政の指導的立場につくべき人物の学問は自ずと他の書生のものとは異なるとし、「博諸書を熟覽一身之修ハ勿論和漢古今之治乱興亡を考人情物態を諳むし天下国家之制度沿革をも講置まさかの時一廉之御奉公あらんこと専要之事なるへし」といわば政務に実用の知識を会得しておくべきであるとしていたのである。岡田の世子教育に関する星川への申し入れはこうした論理に基づいている。

然るに星川はこの申し入れに対して逐一反論している。まず第一の点について「御行儀公辺向且御国政筋有用

之御学問重もに被為達候而書生風ニ御流れ不被遊様之件此所至て御大切の御事奉存候」と受け流しておいて「有用之学書生之学と申而外向ニ別段ハ有御座間敷かと奉存候其分るゝ処ハ唯平生父兄師友之薰陶と常ニ専ら読所之書を能く撰ひ候義大事にて可有御座候」と両者に基本的相違はないと言ひ、あるのは父兄師友の薰陶と読むべき書物の選択のみだとするのである。そして書については「學術正しければ自ら心術正く相成申候今日前之所にて申候ても正敷書を読候得ハ心持正敷相成」が故に「世子之御学問第一正敷経書を専ら申上候義肝要かと奉存候」として「只今 御幼年之御養育則ち御成長之御基本ニ御座候間第一小学四書等之切要之経書を御熟読被遊 御胸中ニ得斗御吞込被遊御心術正道ニ御向ひ被遊候様申上候義御有用御実学之御基かと奉存候」と朱子学的教材を紹介した上でそれが有用かつ実用的な学問の方法なのだとして切り返している。

第二の点については「御幼君左右ニ相勤候人ハ師傳保之任ハ至て重く其任ニ当る人を妙選御座候義古今肝要にて御座候」とし、世子を取り巻く者の人事の重要さに触れ「前後左右之人只使令ニ給するのみならず皆端正にして学問を好ミ平生之心得何筋よりニても御明君ニ御成長候様にと心誠ニ思入候人斗り御座候て世間之悪敷風儀又ハ淫靡之話などハ所より御聞知り不被成様ニ有御座度候」と御附中たるべき人物の資質を強く求めている。そして学校の教官については「学徳兼備之人物を御撰ひ被成上之御取扱も重く」しなければならぬが、「御附中より 御身上之御事ハ一々知せ候て相談有之様ニ無御座候てハ御薰陶之功ハ相立兼可申かと被恐奉存候」として御附中の讓歩と教官の指導性の優位を主張している。こうした本莊星川の反論は従来の世子側近が自明のこととしていた樺島石梁流の知者の学のある方を否定し、朱子学的な学問観によって明善堂を經營していくことを表明し

たものであり、同時に其實行を側近中にも宣言したのである。但し、この書簡を収録している『星川雜著』には「此書附岡田彈右衛門と申守役へ見せ申候処余り六ヶ敷候故今少し平たに書述差出候様被申候間凡そ此趣を以書付遺置候」と附記されている。書簡じたいけっして「六ヶ敷」ものではないが、それを「六ヶ敷」として処理したところを見ると学派の争いはデリケートなものとなっていたようである。

本荘星川にとつてもうひとつ克服しなければならぬ学派の争いは天保期末期における水戸学派の登場であった。これは天保十二年に昌平巒に遊学していた木村重任(二七)という人物が水戸で会沢正志齋、藤田東湖に学んで帰国したことに始まる。そして翌年には村上守太郎が遊学し、弘化元年には真木和泉守が水戸へ遊んでゐる。彼らは会沢正志齋の『新論』に影響を受けその思想を久留米藩に持ち帰った。久留米藩では彼らのもたらした水戸学を天保学と呼び、これを信奉する者を天保学連と呼んだのである。彼らの唱える天保学は「経書の記誦・解釈や詩文の習作にのみふけていた従来の学問のあり方を迂遠としてしりぞけ、実事实行を重んじて国内政治・海外情勢に対する識見を高めることを真の学問とする立場を標榜し」たとされる(二五)。そうした挑戦的な姿勢のため天保学派の存在は星川等の朱子学派には許容しがたいものであった。本荘星川は『本荘一郎頼永公へ上書』という文書で「聖学を専にして治本を立」「学政を明にして士風を正す」「実才を撰て倚任を専とす」の三点について新藩主に対し、学問の方法、学問のあり方、人材の登用などについて献言している。この中で星川は「近來御藩中少壯之人党類を催し〔天保学連杯と相唱候由承及申候〕読書之仕方を初動容周旋等迄も一派之風を立或ハ相集候席飲食等ニも長し他人を土芥之如く蔑視する様之義有之哉に粗承申候」と天保学連の登場とその活動

や発言を苦々しくあげつらい、一応「勿論只今迄ハ浅学之徒ニ而憂に足る事も有御座間敷候得共……御新政之
御御賞罰黜抄等被仰出候節も御深慮被為有当時火始焰々之微火速に御撲滅被遊後來炎々之害被遊御除候様為
国家奉誠祈義ニ御座候」と天保学連の撲滅を進言しているのである。にもかかわらず新藩主頼永は天保学連の
村上守太郎を納戸役格に登用し、藩政改革にあたっていた^(二七)。本莊星川はこうした天保学連の重用は当然の
ように不服であり、前出の『上書』において「今般御新政主として一二の老大夫を御信任村上守太郎野崎平八
等御拔擢被遊候義皆一国之選にして臣等何ぞ問言ならん」とは言いつつも「初より才学を以自ら任し好而經濟
を説き或ハ才敏なる人柄に多分実才ハ希ニして又世間右様之人多く有之ものに御座候……重役にハ心老成人を
主に用ひ可申事ニ而可有御座候且又諸役共に其伍に久敷居不申候而ハ其功蹟も見へ兼候ものニ御座候」と彼ら天
保学派の登用に苦言を呈している。星川にとって天保学派の登場とその青年たちに対する思想的影響がまさに脅
威だったのである。藩主頼永は側近の侍読野崎平八に天保学派についての調査を命じている^(二七)。野崎の記し
た報告書^(二七)には「(天保学の)教主と被指候者ハ皆私儀年来の親友に御座候付右之者共へ熟談仕其見識心事
をも承り且右之者共へ従学仕候若年の輩へも追々接見仕其學術風采心得方等迄漸々探索仕其上にて篤と相考候処
一統より譏候も大に尤の事も有之候得共能々察候得ハ頗る其実を失ひ肯綮を得不申儀も有之」と彼ら天保学連に
責められるべき非はないわけではないが基本的には非難する側に誤解がある旨報告書の冒頭に記されている。そ
して野崎は「元來右の輩(天保学連)は実に学問の心掛厚く何卒朋友相切磋して聖賢の大道を一国に被行候様仕
度心存に御座候」と彼らの学問への熱意と方針を評価し、逆に「一体御国許の学問と申ハ是迄一種の弊風有之」

としてこれまでの藩の学問のあり方に見られる弊風を問題とした。それは「人々学問ハ風流無用の事と存候其根本忠孝大節士分当用の儀と申事を不知」こと及び「学問は六ヶ敷理屈にて容易に難入と存候」との二点であるとしている。これに対して天保学連は「第一に此処を打破り人皆学問の根本を知り且格別六ヶ敷事に無之と振起仕候様に致」したにすぎないのだとその立場を評価している。そしてその方法として天保学連は「専ら武士の学問は君臣父子の大倫を押し立忠孝の大節を称へ棄生報国の志を堅くするを大本と申儀を主として唱へ又人々畏難倦退念不生様にと存候より読書も章句文字之間ハ大略にても其大意を領解候得ハ先夫にて宜様申聞平生の躬行も少年の者杯一々規矩繩墨に叶候様とても左様にハ難参に付先つ右之大節をさへ立候得ハ小徳ハ出入にても可也と申位に教へ候」という形をとっていた。要は朱子学的な人間の道徳的完成というところは彼らの眼中にはなかったのである。

こうした考えは朱子学をもって藩風とすべき本荘星川らには決して相容れない性質のものであった。野崎はさらに天保学への非難が「読書人中より」と「常人一統より」の二面からなされているとしている。「読書人中よりの非難」とは「唯功利の学と申物にて躬行心得に本つけ自修の工夫杯と申事ハ少も無之飲酒放縦礼節を廢し詭激の行而已致」していることであるとし、確かに彼らの態度の悪さなどはその通りだがその学問が「聖賢の道とハ朋党と結び異端の類にて仁義を充塞する杯」というのは「過甚の論」であり、彼らは「大目当忠孝大節に有之事君致身事父母致力等の事ハ実に深切に腸に染込居一と通の書生漠然たる者よりも可取処も御座候」と弁護している。また「常人一統よりの非難」としては「其（書物の）読方も不作法にて寝転の儘にて読ても不支と申様子」

ということや「飲酒等に募り不行儀至極にて人を軽しめ己を高慢に構へ」という態度の悪さをあげている。これについては否定することはできないが、徒党を組んだり、異教を信奉したりしているということはないのだと弁明している。

野崎は天保学連の素行や不行跡については問題は有りとして学校内外の批判に耳をかたむけはするものの「天保学と被称者何そ別に教育之にてハ無御座其押立候大本ハ即聖賢の大道に御座候但是迄の弊風を一掃せんとの心より余り大声疾呼して風声を樹立し枉を矯て直に過更に大弊を生候事に御座候」と求めるところは「聖賢の大道」にかわりはないのだと言ってはいる。しかし、それはあくまで弁明に過ぎず、彼らが水戸学の影響を受けたイデオロギー集団であることは明白であった。学校の経営をあくまで本荘星川としては朱子学を掲げる立場からそうした異学を認めるわけにはいかなかったのであり、明善堂は藩政のイデオロギーをあくまで掲げる場所であればならないという観点から天保学連を認めようとはしなかったのである^{三十九}。

ところで本荘星川は弘化二年十一月それまでであったためきた学制改革に関する私案を『学制私議』なる文書にまとめている。これは「会津佐賀ヲ主トシ熊本岡山米沢仙台等ノ制ヲ見聞ニ任セ取捨スル所如斯」と附記しているように、諸藩の学制を検討し、これに本荘の従来からの私見を加えて執筆したものであった。彼はその冒頭において「国家ノ急務ハ人才ヲ教育スルニアリ人才ヲ教育スルニハ必ず先ツ学校ヲ興シ教法ヲ明ニスルヲ第一トス」と人才の育成を旨とする学校を興すことを肝要としている。そして久留米藩については「御藩ニテモ学校ノ設久シ殊ニ先々御代明善堂御造立アツテ御家中ノ子弟専ラ御教育アリ然レドモ乍恐未ダ全備トハ云難シ」とその不完

全な部分があることを指摘し、「当御代ニハ猶更精勵求治ノ御志厚ク殊ニ文武更張ノ事ハ深キ思召モアラセラレ
追々御調モアルベシ故ニ臣浅才不徳ナガラ当今乏ヲ承テ教官ノ員ニ具ル上ハ黙止スベキニアラズ」その完成を期
して自分がその改革案を提示するのだからとしている。

『学制私議』における学校改革の趣旨は左のように記されている。

附当今天下之勢古希封建ノ制ニ近シトモ云フモノカ故ニ諸藩トモ大小ミナ世禄ニテ大夫ノ子ハ必ず大夫子ノ子ハ
必ず士トナリテ其人ノ賢否得失ノ別ナク父祖ノ寵禄ヲ世襲ス故ニ或ハ飽食暖衣シテ不能不才ニ安シ又ハ淫佚怠
ニシテ終ニ父祖ノ世業ヲ墜敗スルニ至ルモアリ歎ズベキノ甚キナラズヤ是ヲ以テ人主タル御方ハ此処ヲ能ク深思
遠慮アツテ必ず学制ヲ立テ教法ヲ明ニシテ大夫士ノ子弟ヲ学校中ニ游息セシメ経芸ヲ肄ヒ德行ヲ修メ実才ヲ達シ
国用ニ充タシムベシ然ルトキハ上ハ国家無疆ノ休命ヲ掲ゲ下ハ父祖ノ世業ヲ墜敗セズ国家安泰ニ至ルベシ」と封
建社会における世襲制にともなう問題を克服することによって藩体制を守ることがを学校振興の目的とするもので
あった。

本荘星川はまず「学校ヲ設ケ師儒ヲ立テ士民ヲ教化スル其大本ハ惟人君ノ御一身ニ原クコト所謂原於人君躬行
心得之余ニテ政治ト教化ト一致ニ出ルコト三代以上ノ大道也」と学校によって政治と教化が一致すると説いてい
る。また、文武の振興について「有文事者必有武備ト孔子モ仰セ置カレ古ハ学校中ニテ文武トモ学ブコトニテ所
謂六芸ノ教ナリ」文武ともに学ぶという原点から見れば「近世ハ文武二徒ニ背馳シ文者ハ文弱ニ流レ武者ハ血氣
ニ任スル様ニ成り来リ」といづれかに偏した現状を批判し、「人才ヲ教育シ学校ヲ隆盛ニセント欲セバ必ず学校

中ニテ文武末技マデ備ヘ大ニ更張セズンバ人材成就ノ期ハアルマジ」と文武ともにひとつの学校のなかで教育しなればならないというのである。そして教官の待遇について、特に武の教官については「右諸武員皆ナ肝煎等ノ名目各其式アルベシ以上の師範格位ノ高下ニ拘ハラズ文武ノ事ニ関カルコトハ何事モ教授助教ヘ指図ヲ受クベキコトニテアルベシ一体是マデ文武二徒ニ背馳シ易キモ必竟総管スル所ナキ故ナラン是ヲ以テ以来文武トモ教授ヨリ総管スル様ニ御改制アルベキナリ」と文武の教育が別々の場所とシステムのなかでおこなわれていることが偏育の原因であるから官職の面でも組織的に統一された学校を構想したのである。校舎についても「今ノ明善堂ハ場所狭隘ニシテ文武両曹皆備ヘルコト成リ難カルベシ故ニ大ニ更張スルトキハ御城外ニ於テ場所ヲ見立テ造創スベシ」^(三十三)と文武を同じところで学べるようにゆくゆくは校地移転をしなければならぬと考えていた。しかし、「今日ニモ御取建ノ事ハ容易ナラザレバ只今明善堂稽古所境ノ堀取除ケ一処ニ致シ武術出席ノ面々明善堂御門ヨリ出入シ往来トモ明善堂出役ヘ名前相届ケ帳面ヘ相記スベシ」^(三十四)とした。

本荘星川のいう文武統一の文武学校とは文武ともに敷地を同じくし、門も一ヶ所にし、出席事務及び両学校の監督を一人の責任者に統轄するといった具体的な意味でも文武教育の統一をはかったのである。

また、星川は学校教官の威信を高めなければならないということも提言している。すなわち「学校教官ハ徳アリ道アリ齒アル人ヲ任スベシ然レドモ位権ナキ時ハ人ノ信用薄シ」として「教官ニハ必ず権位ヲ仮シ大政ヲモ參知セシムベシ故ニ不次ニ拔擢シテ顕要ノ地ニ居ラシムレバソノ居此官者モ自ラ奮起シ道ヲ以テ自ラ任ズ」ということでまずは教官に権位を与えることで信用を得さしめようというものであり、そのことにより「大夫士末々マ

デモ亦皆之ヲ重シ教ヲ受クルヲ樂ムナリ」という効果を求めていた。少なくとも久留米藩では「教授職ハ用人格秩三百石以上ニテ可ナランカ」という数字まであげている。彼は「一体大ニ改革スルニハ人ノ耳目ヲ新ニスルホドニナケレバ人ノ信用薄シ故ニ平士ヨリ不次ニ拔擢シテ用人格以上ニモ命ジ一藩ノ総教ヲ司ラシムベシ」という原則を立て「文武トモ傑出ノ人ヲ何役ヨリモ挙用シテ其芸ノ師範ノ命スルモノナラバ屹ト興起スベシ」と主張する。但しこれは個々の人材の才能に関するものであるから「教授職ハ其身一代ニテ若シ其子不肖ナラバ元ノ平士席ニ貶スベシ」^(三十二)とこうした能力のともなう職の世襲化は避けるべきであるとしている。この教官論は藩政における学問（武術を含む）の威信の回復とその活性化を示唆したものといえよう。

以上、本荘星川の学校改革構想の課題について見てきた。その集大成である『学制私議』は弘化二年の大俵令を含む藩政改革の最中に書かれ、また藩内の政治的抗争のためにすぐに実施はされなかったが、後に彼の死後の安政期に実現していくのである。しかし、藩内の政治的抗争が続くなかで朱子学による藩内統一をめざし、その根拠地を明善堂においたことは明善堂が藩校として今後進むべき道を指し示したものだといえよう。

ハ 不破美作の改革課題

扱、本荘星川歿後、安政六年に明善堂総督に参政不破美作が就任した^(三十三)。不破美作は天保学連外同志、いわゆる村上派の代表的政治家であり、藩政権の中樞にあった人物である。参政である不破が総督に就任したこと

じたい久留米藩において明善堂の藩政における位置が高まったことを示している。不破美作は総督に着任するや早速明善堂の改築にとりかかった。この当時「明善堂は学生の増加、校舎の狭隘のために拡張されなければならぬ時期であった」^(三十四)といわれるが、不破美作自身はこれを契機に明善堂の本格的な改革に乗り出したのである。学生の増加、校舎の狭隘化ということよりも不破は明善堂総督に就任したときに学制改革の文脈のなかに校舎の改築をも含めた構想を立てていたと考えられる。なぜならば校舎の改築については明善堂教官柘植長蔵から不破美作にあてた覚書は「学館御再造之御趣意乍恐勘考仕候処、文武統一を以、一構に相成候事かと被存候」^(三十五)という趣旨で書かれており、校舎の改築は文武教育の統一という学制改革の課題に基づいておこなわれたと見ることができる。そして明善堂の改築と学制改革をおこなうに際して不破美作はまず自ら試案を呈し、諸教官からの改革案を求めた。このやり方は天保十年に本荘星川がおこなったやり方を踏襲している^(三十六)。ところで不破美作の試案の前文は以下の通りである^(三十七)。

教官中より課程試業之儀、人々存寄書差□□熟覽之上、猶更諸藩学則且先儒之師説等取交、愚考相加差出申候、宜敷御評議之上御裁断希申候、礼□課程之次第相立不申候而は、我儘学問に相成、疎漏偽癖種々之弊害を生じ、試業之法相立不申候而は、憤累進取之目斗無之、此二ヶ条□候而は、学制之大本立兼可申と甚痛心仕候

不破美作はいわゆる「我儘学問」の弊害を打破すべく改革をおこない学科の課程を立てるのだとしているが、それは明善堂における異学の排除にあったと考えられる。なぜならば当時の藩政権は不破を中心とする公武合体派の掌中にあつたが、依然として真木・木村派（外同志）の潜在的勢力は否定しがたく、藩論を一本化しておく必要性に迫られていたからである。

そして不破の要請に依じて本荘星川の嫡子本荘仲太、樺島石梁の娘婿柘植長蔵、同孫の樺島哲蔵、そして本荘星川時代に改革案を提出している池尻茂左衛門、後藤半蔵、佐田修平をはじめとする十数名の教官による意見書が提出された。就中、本荘仲太の記した『学制大略』^{三十九}は他の意見書が学科課程の改革案であるのに対して職制、組織、会業、入門式、居寮生、藩主臨学、聖堂などにわたって改革事項が検討されている。この『学制大略』の基本原理は「先年御先代様御代亡父ヨリ献白仕候学制私議聊管見ニモ可有御座候ヘドモ此節御改革御見合之御一助ニモ相成候ハゞ於私モ難有仕合可奉存候」^{三十九}と『学制私議』を下敷きになっているが、具体案としては時代に即した相応の新提案が加えられ、記述もより具体的・詳細になっている。『学制私議』を時代の変化に合わせて書き改めたものと理解できる。

この本荘仲太の『学制大略』をベースに他の学科課程改革の諸案をとりまとめ、同年八月に柘植・樺島両助教の連名で『学制下案』がまとめられた^{四十}。これはほとんど『学制大略』に若干の字句の修正を加えただけのもので、これにもとづいて学制改革がおこなわれたのである。

こうした改革案の策定は本荘星川の改革路線を踏襲するという流れを意識しておこなわれたといえよう。この

『学制下案』による組織改革の構想はまず文武の統一であった。これは文武の校舎を同じ敷地内に建てることはもちろん、文武総督、文武御用掛、文武肝煎、文武御目附など文武双方を監督する役職をもうけ、管理を一本化することを骨子としている。そして学校の名号については「惣御構稽古所一同之惣名」として「文武館」、「文館之惣名」として「明善堂」、「武芸所之惣名」として「稽古所」の名称が提案された。実際には全体の総称を学館、文館は「明善堂」そして武館は「講武」と定められた。

居寮生制度について

また、居寮生制度について触れておきたい。居寮生については既に樺島石梁がその必要性について提起していた(四十一)。

同所御長屋ニ居寮生ヲ被差置候塾出来居申候

居寮生ノ義ヲ学生トモ又ハ塾生或ハ在舎生ナド、世間ニ而色々称申候皆同物にて御座候

右居寮生ノ義ハ一昧学校江之付キ物ニ而他国にても十人式十人或ハ四五十大国にて八百人ニも及申候
皆上より御賄ニ而引切修行仕候是ハ若手之勤仕ハ勿論其外家中子弟之内其人物ヲ撰ミ居寮生ニ仕修行ヲ
致サセ成就之程次第相応カリ之役儀を被命候儀ニ御座候夫レ故居寮生ノ人ハ尽く家中之人而已医者陪臣

或ハ町人百姓類ハ先ツハ不相成候尤其内ニも格別秀たる人物ニ而始終国用ニも可相立者ニ御座候へハ格
外ニ被命候

右「存寄書」の記載によると明善堂設立時より居寮生のための塾舎は準備されていたようである。そのシステムが定まっていなかった。石梁が人材を抜擢して有能な藩官僚とするためのシステムとして居寮生制度を構想していたことがわかる。そして具体的に五名の人物をあげて居寮生に推挙もしていたが実現された形跡はない。本荘星川も『学制私議』において居寮生については左のように言及している。

居寮生ノ儀ハ一藩ノ俊秀ニテ追々国用ニ充ルノ才器アル者ニテ格別ニ教育ヲ加ヘ學員中モ猶更心ヲ尽シ
公平ノ吟味ヲ遂ゲ教導ヲ務ムベシ元ヨリ上命ヲ以テ入寮スルコトナレバ在寮中全ク御賄ニテアルベシ左
ナケレバ志アルモノモ或ハ貧困ニ迫リ遂ニ其志ヲ終ヘズ且又上命ヲ廢スルニモ至ルベシ故ニ在寮中一人
前二人扶持当リノ御賄ヒナラバ小禄ノ子弟タリトモ第一生計ノ累ヒナク修行筋專一ニシテ屹ト上達スベ
シ然シ人数并ニ年数等ハ定額ヲ立ツベシ

但し星川は「無格陪臣ハ学校出席ヲ許サズ是ハ其人ノ志次第最奇ノ師家へ出席スベシ」と学校が家中の者のみを対象とするものとしていたが「格別ノ俊秀ハ吟味ノ上大学居寮生へ加フベシ」と人材抜擢システムは時として

身分の枠を超えるものであることを示唆している。これは世襲制を背景にもつ幕藩体制の矛盾を彼なりに突き詰めた末の人材抜擢論である。しかも根底には現実の藩体制の危機を乗り切っていくための人材の確保という課題に応えようというのが居寮生設置計画が構想された理由なのであった。

この居寮生制度が実施されたのは本荘星川晩年の嘉永七年八月のことであった。これに先立って同年五月付で左の記録が管見される。

馬場延次 宇右衛門三男武田岩次郎

口上之覚

右之面々江戸遊学願之通被 仰付置候処、此節於明善堂居寮生相立候筈御内決之趣粗奉承知難有仕合奉存候。若居寮生被相立候御儀ニ御座候ハ、爰元ニテ修行出来候事ニ付今一兩年爰元ニテ修行其上ニテ他邦遊学罷越候ハ、猶更修行之運ニモ相成往々上達茂加仕ト奉存候間、馬場織八武田宇右衛門并本人へ申談候処存寄無之由ニ候へ者願モ相濟両人手前ヨリ自由ケ間敷容易難申達由申聞候。依之近頃恐多難申上御座候へ共可相成義ニ御座候ハ、前文之通今暫爰許ニテ修行為仕度奉存候。右之都合ニ相成候ハ、不及申於私モ難有仕合奉存候。是等之趣御賢慮ヲ以宜敷様被仰付可被下候。以上。

五月

本荘一郎

岸 登 様
水戸又蔵 様

この「口上之覚」は五月の段階で明善堂に居寮生の制度が設置されることが内定したこと、そして既に遊学が決定していた馬場、武田両名の遊学を差し止め居寮生に指名したい、そうすれば遊学より修行の効果が上がるであらう、という旨が記されている。さらに「右之都合ニ相成候ハ、不及申於私モ難有仕合奉存候」と言うのは本荘星川自身の積年の念願実現の喜びの思いがこめられているといえよう。それだけ居寮生制度は改革の重要な位置づけをもっていたのである。

そして同年八月十七日督学岸登より本荘星川を通じて左の十四名が居寮生に任命された。

- | | | | | | | |
|------|-------|-------|------|-------|-------|-------|
| 前野雅門 | 淡河辺 | 馬場延次 | 柘植左右 | 星野安記 | 杉原勇三郎 | 下村貞次郎 |
| 加藤常吉 | 田中紋次郎 | 武田岩次郎 | 山本実 | 中村卯之吉 | 三原得次郎 | 今村真郷 |

以上の内十二名は平組以上であったが、三原得次郎は浪人格、今村真郷は無格であった。このことは本荘星川が主張していた末端からの人材登用の考え方が採り入れられたことを示している。

以上、幕末期に至るまでの久留米藩明善堂の改革課題について検討を加えてきた。樺島石梁の時代には藩政に有用な人材、すなわち実務に堪能な藩官僚の育成に学校は貢献しようとしてきた。文政期における改革はそうした官僚養成機能をいかに実のあるものにしていくかが課題であった。石梁の細井平洲ゆずりの折衷的な教育観は藩政の実務に長けた官僚養成を前提としていた。それはいわば久留米藩の枠内での内政のための教育であったといつてよい。そこでは藩社会のあらゆる局面でも適切な判断力をもつことが出来る人間を育てること主眼としていたのである。これに対し、本荘星川は幕府儒官古賀精里直系の朱子学を標榜していた。殊に日本国内の政治情勢が微妙な展開をしている時期にあつてはこのことじたい久留米藩の政治的態度を決定するものでさえあつたといえよう。本荘が明善堂の指導的立場に立った天保期にはまだ藩としてはシビアな政治的態度は迫られなかつたものの全国的な政治情況の展開とともに本荘一派が明善堂の牛耳を執っていることの意味は大きくなつた。殊に天保学連の登場は政治的には重大な抗争をもたらした。少なくとも天保学連が政治的に重大な役割を演ずることを星川は見抜いていたのである。

また、本荘星川の標榜する朱子学の学問観は人間の道徳的完成に目的を措く。このことは教育の方法においても石梁系の方法とは違背するものであつた。前述した藩主世子の教育をめぐる議論はそれを象徴的に示すものである。石梁的な発想にしたがえばいかに現状の課題を解決するかが先決であるのに対し、星川はともかく朱子学

的学習を勤めている。これは一種のイデオロギー教育である。当時明善堂講釈方の間で争いがあったと伝えられるのはおそらくそうした見解の相違に端を発するものであったと推測できる。しかし、それも天保学連の分裂によって無用のものとなった。すなわち、激派である天保学連外同志との政治的思想的対立が学校における所謂朱子学的イデオロギー教育を必要としはじめたのである。ここに石梁の時代とは異なった学校の役割が顕在化した。人材の抜擢にしても居寮生制度の実施にしても石梁とは別の位置づけと必要性が幕末期にはあったのである。

本荘星川が『学制私議』を著した弘化四年当時はまだ政権内部での天保学連村上派（外同志）との主導権争いもあって、学校の改革は迫られてはいても本荘の改革案を実施するには学校内及び藩内のコンセンサスを得るには妥当な時期ではなかった。しかし、村上刃傷事件（嘉永三年）と嘉永の大獄（同四年）以後の天保学連外同志の失脚によって政権内部の結束も固まり、星川の提起した改革案も実現の運びとなったのであろう。その最初の改革が人材抜擢機能を持つ居寮生制度の設置であった。不破美作の手による安政・文久の学制改革が本荘星川の敷いた路線を継承、強化する形で実行されたのもそうした政治的背景があったからとすることができる。換言すれば明善堂の存在はすぐれて政治的であったということである。

扱、以上久留米藩明善堂を素材に藩校の教育論理の解明を試みた。明善堂の創設の目的・理念は樺島石梁によって指定され、はじめはこれを達成する方向で整備されてきたが、天保期からの指導者の交替、藩内の政治的な実権争い、社会情勢の変化などによって明善堂の目的・理念は転換せざるを得なかった。しかし、明善堂に期待された藩校というものの本質は決して変わってはいない。明善堂の前史に相当する講席が藩内士民の風俗矯正を

めざしていたのが^(四十二)、やがて有能な藩官僚の養成へと転換し、幕末期にはイデオロギー教育を指向するようになる。だがいずれにしても明善堂はその時代の歴史的情況のなかで久留米藩が必要とする「知」を追求、提供していたのである。その「知」はあるときは道徳であり、あるときは行政能力であり、また政治的イデオロギーであり、科学技術であった。そうした藩の学校としての役割の認識を時務意識としてとらえることが出来るが、その意識は藩というものが解体消滅しても藩の幻影が存在している限り、そうした学校の存在は社会的に要請されるのである。明治前半期の地方の中学校教育にそうした役割が期待されることとなるのは至極当然のことであったといえよう。

二 藩校の教育内容の特性

久留米藩では第二代藩主有馬忠頼（治世一六四二～一六五五）のときに林羅山門下の菊池東を藩儒として迎えて以来別表一に掲げたような学者を随時雇い入れてきている。第六代藩主則維（治世一七〇六～一七二九）のころは仁齋学派、闇齋学派いずれの学者をも登用し、必ずしも藩として特定の学派を重んずるといった様子は見られないが、第七代藩主頼徳（治世一七二九～一七八三）が藩儒合原窓南^(四十三)を再登用し、また彼の弟子を次々と登用してからは^(四十四)久留米藩は闇齋学を重んずるようになった。そして天明三（一七八三）年に民間の儒者高山畏齋を登用し、両替町に学文所を設けて講談させたのが久留米藩における藩校の嚆矢とされる^(四十五)。ところが翌年頼徳は亡くなり、高山畏齋も後を追うように病死して学文所の火は消えてしまった。

学者名	学風	藩主	任用期間	生 歿	師匠筋
菊池 東勺	朱子学	忠頼(忠)	一六三四～一六四一	一六一一～一六八二	林羅山 ^{門下}
藤井 懶斎	闇斎学	頼利(忠)	一六四二～一六七八	一六一八～一七〇五	山崎闇斎 ^{門下}
長沼 宗敬	兵学	頼利(忠)	～一六六六	一六三五～一六九〇	安達弥次兵衛 ^{門下}
中村 惕斎	朱子学	頼元(忠)	一六九一～	一六二九～一七〇二	独学
湯川 東軒	仁斎学	則維(忠)	～一七三八	一六七八～一七五八	伊藤仁斎 ^{門下}
合原 窓南	闇斎学	則維(忠)	一七〇九～一七二三	一六六三～一七三七	浅見綱斎 ^{門下}
伊藤 竹里	仁斎学	則維(忠)	一七二三～一七五六	一六九二～一七五六	伊藤仁斎の四男
入江 平馬	和算	頼(忠)	一七四九～終身?	一六九九～一七三 ^七	幸田親盈 ^{門下}
藤田 貞 ^資	和算	頼(忠)	一七六八～一八〇七	一七三四～一八〇七	山路主任 ^{門下}
高山 畏斎	闇斎学	頼(忠)	一七八四～一七八五	一七二七～一七八五	留守希斎 ^{門下}

しかし、跡を継いだ第八代藩主頼貞（治世一七八四—一八一二）は天明五年に再び両替町に講席（講談所）を設置した。高山畏斎時代の講席については正確な資料を欠くが、この講談所については天明五年二月十一日付の触書に左のようにある（四十六）。

一、両替町井筒屋恵助引揚屋敷広津善威徳永円次講席被借渡候事

一、於同所講談相届候者有之候ハ勝手次第不限昼夜会日出席可致講談候事

一、書生之面々講談承度罷出候儀勝手次第不苦候無礼放逸之儀無之様心ヲ付可申候事

（中略）

一、右屋敷町役之儀ハ是迄高山金次郎罷出候節之通差許……

すなわち、両替町の町人の旧居を講席の場所と定め、そこでの「講談」には自由に参加できたこと、そして高山畏斎が勤めていた講席も同じ屋敷であったことがわかる。実際に講席が開かれたのはその年の九月二十九日であった（四十七）。この講席は士民教化のために設けられたものであった。久留米藩は正徳四（一七一四）年の税制改革でいったんは藩財政を立て直したが、享保十三（一七二八）年及び宝暦四（一七五四）年の農民一揆によって大幅な譲歩をしなければならなくなり、藩財政は再び逼迫するようになっていった。このことがまず土風を乱しつとあると当時の藩首脳は考えていたようである。講席開講まもなく藩士に対して出された申渡書には左のよ

うに書かれていた(四十八)。

近年御家中一統及困窮候故、自から風俗悪敷相成候ニ付、所務方等御容赦之儀被仰出も有之候へ共、累年後差支之上追々御物入打重り御勝手方弥増御差支ニ付、当時難及御沙汰御氣之毒被思召上候、右ニ付ては御家中益々及逼迫、自然と士分之本意を忘、文武ニ疎く相成候、畢竟時節ニ随ひ稽古筋等不任心段は無余儀事ニ候へ共、其儘被差置候ては次第風儀相衰習俗ニ連れ、生立候者も教導不行届、御用ニ相立候者も無之様ニ成行候……中略……当時節柄ニ付ては、間々士分之作法を乱し、不都合之体有之候ても、恥辱を不弁輩も可有之哉、左候ては甚以不相濟儀候、是等之儀も元来不学文盲ニて惰弱放逸より差起り候義ニ付、前段之趣尚更令熟得、向後無怠慢可被相励候事

これによると藩財政の逼迫が「士分之本意」を忘れさせて文武から藩士を遠ざけており、また惰弱放逸からくる「士分之作法」の乱れを糺すことはできないことを指摘している。これに類する文武奨励の達はこの後数年にわたって出されており、藩士の風俗矯正のための学問奨励が講席設置の大きな動機づけになっていたといえる。

一方商品経済の発展にともない庶民の生活も派手になり風俗が惰弱に流れるようになってきた。左の申渡書は講席開講直前に町人に向けて出されたものである(四十九)。

「天明五年」

今般上下教諭のため講席被相立經書其外諸書講習被 仰付候間町屋之輩産業之段勝手次第講席へ罷出可
勤学候且若年之ものハ専素読相勵たわけたる無益之遊芸等令稽古候義其父兄たるもの堅く制之別而町役
人相勤候者は右之心掛専用ニ候近年町方風俗弥増ニ分源を忘れ侈奢ニ長し放逸惰弱之体ニ而家業ニ怠り
市中次第ニ令衰微候義畢竟無学短才ニ而商家之本意を不弁故ニ候条町役人中申合町屋之もの共を相勧め
学問ニ志し風俗を改候様掛く可被申触候已上

九月廿四日

ここでは町人もまた藩士と同様に無学短才で「商家之本意」を弁えていないが故に風俗は乱れ、市中は衰退し
ているから講席へ通うようにと指示している。町人をも藩の学校へ通わせようとしたことは興味深いが、いずれ
にせよこの段階で久留米藩が講席に期待したのは士民双方に対して儒者による「講談」を聞かせることによって藩
内の風俗を矯正するところにあった。こうした講席の教育方法は石川謙氏の説明にしたがえば「学力をつちかう、
能力を伸ばす、といったような『進歩』・『発達』を期待しているのでなく、ものの考えかた、感じ方、判断の
仕方に、共通性・一様制、そうして正常性を与えるのがねらい」とされる講堂型の藩校に特徴的なものであった
と考えてよいと思われる^(五十一)。また講堂型藩校には閩齋学派のつくったものが少なくなかったことはすでに指摘
されているし^(五十二)、その類例のなかには新発田藩のように「藩中貴賤老少皆入テ聴聞セシメ平民モ亦入ルコト

ヲ許ス」^(五十二)という士庶共学の先例もあったのであるから久留米藩のこの講席は閩齋学派の学校観に沿ったものであったといえる。この頃の講席の学科課程は所謂講堂型の学校であったため定期的な講釈が教授の方法として採用されていた。別表一の二がその学科課程表であるが、広津善蔵、徳永円次、井上良右衛門の三講官が大学をはじめとする諸書を順次講釈していた。講官の教育責任は自分の担当する講釈のみに限られ、講官相互の関係も対等であった。使用書籍が閩齋学らしいものに限られているのはいうまでもない。

このような講釈をおこなっていた講席であったが、単に閩齋学的に教育の目的を人間の道徳的完成にのみおいていたのでは藩政改革そのものは容易に具体化できない。藩財政の建て直しにはじまる藩政改革のなかに学校を位置づけていくということが必要ではないかと久留米藩の儒官の間で考えられはじめた。そのとき格好のモデルとなったのは熊本の時習館であった。熊本藩では宝暦四(一七五四)年に藩政改革の一環として藩校時習館を設立して一応の成果をあげ、近隣諸藩に影響を与えていた^(五十三)。時習館の教育目的は「所以敦人倫英才而供国之用地」^(五十四)としており、基本的には徂徠学の学校観に基づく学校であった。久留米藩は閩齋学を採ってはいたが講官のなかには徂徠学的な学校観を受け入れる者もいたのである。高山畏斎歿後の講席講官でその中心人物であった広津善蔵(藍溪)をはじめは藩儒合原窓南に閩齋学を学んだ人物ではあったが、のちに徂徠の高弟服部南郭の門で学んでいるし^(五十五)、また彼の甥の井上良右衛門(正伯)も講席で教鞭を執っていたのである。

広津善蔵や井上良右衛門の念頭にあった講席改革案は二点あったと考えられる。第一に藩政に有用な人材を学校において育成できるようにすることであり、第二にそのために然るべき教師を招いて教育の実を挙げることで

あった。その教員招聘について井上は「学問之道要在修身修身之義者燦然於諸經之中是以初学之士不可弗読諸經之文皆古而不易読焉非読之難也是故從從先覺之師而不可弗学問之学而後修身之要可知焉」^(五十六)として有能な教師がいてはじめて学問の成果が上がるのだとしている。そして天明六年八月十二日、井上は肥後国山鹿の儒者左右田尉九郎を召し抱えるよう進言している^(五十七)。その理由として「善蔵円次義も身分軽之間教諭方存念之通不行届文紀不仕候」というもので、自分たちでは身分の問題もあって思うとおりにいかないことを挙げている。

左右田尉九郎は熊本藩家老長岡帯刀の家臣の家に生まれたが、天明四年三月に「篤実温厚、学問拔群の様子に付、士席浪人格仰付られ」^(五十八)ていた。左右田は熊本藩儒古屋愛日齋（徂徠学）の弟子であり^(五十九)、その学力は「当春筑前亀井主水方より黒田修理様御指南之為秋月へ可被相召旨及相談候処右之趣ニ付及断候」^(六十)という事情もあったということであるから相応の実力はあったと見てよいと思われる。そして久留米藩は左右田尉九郎と百五十石大小性格にて雇い入れる旨契約を交わしたのである^(六十一)。

しかし、左右田が徂徠学派の学問をしてきているのに対し、久留米藩ではこれまで朱子学（闇齋学）を学風としてきていることは大きな障碍であった。広津や井上は学校の再興のためには熊本藩的な学校観が必要であるとは思っていても久留米藩の学風を云々することまでは考えてはいなかったし、彼らにそのことができるものでもなかった。そのため左の書簡が交わされている^(六十二)。

「天明六年十二月二十一日付左右田尉九郎宛井上正伯書簡の追伸」

……当藩之儀ハ古来より程朱之正学を尊信仕異説は一尙相用不申別而仁斎、徂徠等之説ニ至てハ大ニ忌厭仕候古註等も多くは相用不申偏ニ朱註を精密審詳ニ講習相勤候学风にて仮にも程朱之説を毀謗排斥仕候輩ハ信服不仕候右之趣猶又為御心得兼達貴聴置候尚委曲之儀者附拝面候

〔右書簡に対する左右田尉九郎の返書〕

……元来愚陋ニ而識見無御座候得共程朱之字被行于天下候以来数十百年宇内一統之性理之学术致崇信候義ハ勿論之事ニ御座候得共異説を相構可申様無御座候。僕数年山鹿ニ而教授仕候之処辺境之諸生士庶ニ不限医卜道积之流垂迄集仕候へバ一説ニ泥ミ申候而者指南難成勢ニ而御座候間博識をも相勤申候。僕を存知不申者ハ定而駁雜之誚も可有之候。畢竟博喻と申学記之旨ニ而可有御座候哉賢慮如何難量候。乍此上思召之筋も御座候ハ、無御遠慮被仰示候ハ、前過を相改可申候事も可有御座候……

十二月廿三日

左右田尉九郎

井上正伯様

貴酬

猶々経書者程朱二公之学意ニ而当時迄教諭仕来候に御座候

この書簡のやりとりから推察すると井上は左右田に対し敢えて「程朱之学」のみを教授するように念を押している。左右田招聘の経緯から彼が徂徠学系の学者であることは十分承知していたはずであるから、これは藩内の朱子学信奉者をいたずらに刺激しないように配慮を求めたものと考えられる(六十三)。

ところで左右田尉九郎の招聘に先立って狩塚門内の町奉行所跡屋敷に新校舎が準備された。両替町から城内への移転は士庶共学から藩士のみ教育へという基本的路線の変更を意味している。そうして天明七年八月十五日、左右田尉九郎は初講義のために出堂したが、その場に臨んで左右田は左のような異議を唱え、以後の出堂を拒否してしまった(六十四)。

八月十五日尉九郎儀講談所罷在致講習候義儒員之面々不被仰付候而ハ自分壹人ニ而者教授難相成段申聞候ニ付当時ハ儒員ニ可被仰付人品無之最初より肥後表学校之通之儀急ニハ難相成候間先ツ罷出致講習候ハ追々とは存念之通可相成段重々申聞候へ共不致承知候拙者最初より之存念之通難相成甚以気毒ニ存候間此上は御家老中より御言葉を被添候者猶又申し曉見申度主膳殿織部殿へ内々申達候処可被仰談旨御申聞候

左右田尉九郎の言い分は学校の教授組織が確立していないことには開講できないという主張である。これは久留米藩が従来の単純な講堂型の形式を想定していたのに対して左右田が熊本型の組織的な教育をおこなう準備が

なされているはずであるという認識のずれから生じたトラブルであった。左右田との間でさまざまな条件がクリアされて開講に至ったのは翌天明八年十二月のことであった。この事件を契機に講談所の組織改革がおこなわれることになり翌寛政元年八月七日に新たな組織が発足した。

この改革によって講談所はより藩政の中樞に位置づけられるようになった^(六十五)と同時に教員については左の達があった。

御書付を以左之通被仰出候

松下勇馬、安元啓次、梯 伝、後藤良蔵

右之面々左右田尉九郎ニ属し、於講談所会読ともにいたし候ニ付て、五人ふちツゝ被下置候、尚更学業可令出精候

酉八月七日

この四名は左右田教授のもとで会読などの教育活動を担当することとされ、当初の左右田の意は一応満たされることになった。すなわち教授の下に数人の教官をおいて組織的な教育をおこなうという熊本型の教授システムが採用されたのである。このシステムの導入によって講談所の学科課程は別表一の三のようになった。

ここでは午前中に広津、徳永両教官による小学と中庸の「講釈」は残しているが、午後の方法は全くこれまで

日	十時	十二時	十四時	十六時	十八時
一				質問・考索・独看 （松下・安元・梯・後藤・井上・山本）	
二			講 積	△ 云談（松下・安元・梯・後藤）	
三	小学講積（徳永）		質問・考索・独看 （松下・安元・梯・後藤・井上・山本）		
四			質問・考索・独看 （松下・安元・梯・後藤・井上・山本）		
五			質問・考索・独看 （松下・安元・梯・後藤・井上・山本）		
六	初ノ六ノ日詩会、中ノ六ノ日文会、後ノ六ノ日楽会				
七	中庸講積（広津）		質問・考索・独看 （松下・安元・梯・後藤・井上・山本）		
八	小学講積（徳永）		質問・考索・独看 （松下・安元・梯・後藤・井上・山本）		
九		史記会談			
十			質問・考索・独看 （松下・安元・梯・後藤・井上・山本）		

*一日、十一日は「質問・考索・独看」は休み
*「太田旧記抜萃」より作成

にはないものである。まず「会談」という方法が導入されており、また多くの時間を六名の教官による「質問・考索・独看」が占めている。左右田教授はおそらく担当者名の記されていない二の日の「講釈」及び九の日の「史記会談」を担当したのであろう。左右田教授の「講釈」「会談」がこの学科課程の中核であって、午前の部の広津、徳永を除く教官は教授に代わり諸生の自学自修を手助けする役割になっている。これが左右田尉九郎が「儒員之面々被仰付候而ハ自分一人ニ而者教授難相成」と言ったところの不满に込めるものであった。彼は自分の下でその手足となって諸生の指導に当たたる儒員が欲しかったのである。果たしてその役にあづかった梯伝（箕嶺）は亀井南冥門下の徂徠学徒であり、その後久留米藩を出て佐伯藩儒となった松下勇馬（筑陰）も閩齋学系の学者ではなかった。この学科課程は午後の部に関していえば一切の教育責任は左右田教授に集中する構造になっており、また「会談」「自学自修」を重んずる徂徠学の教授法に近いものになっている。加えて午前部において従来の講席の形式が踏襲されていて当時の講談所の形態が「講堂型」と所謂「熊本型」の二重構造となっていたことが興味深い。

別表一の四は寛政八年に樺島石梁の尽力によって講談所が再興され、明善堂となったときの学科課程である。これは前述したような樺島石梁の人材育成観にもとづいた学科課程の構造になっている。左右田教授は二の日の講釈と会読を担当し、他の八名の教員は輪番もしくは当番で講釈と会読を勤めている。ここでは教官は教授の単なる補佐役ではなくなっている。これは樺島石梁が「教員八人を教授役之惣名ニ而教授も句読師も皆教員ニ而御座候」^(六十六)といった教職観を感じさせるものである。教授、教員そして句読師とそれぞれの役割に違いはある

日	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	
八時	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%; text-align: center;"> <p>素読</p> <p>〔徳永 小城 伊藤〕</p> </div> <div style="width: 45%; text-align: center;"> <p>素読</p> <p>〔徳永 小城 伊藤〕</p> </div> </div>										
十時											論語講釈 (左右田) 諸礼故実 (安西) 孟子講釈 (教員 ^輪 番)
十二時	古文孝 ^經 会読 (左右田、当番四人)	左伝会読 (当番二人)					算 ^学 (城崎)				
十四時											

*「総控并勤方」より作成

が、それは職責上は役割分担という位置づけが妥当なものとなっている。但し、左右田教授の担当は全体の中の主要学科でありこれを中核として他の学科が位置づくという構造にはなっている。また、「諸礼故実」「和学」「習書」「算学」と漢学以外の特殊学科が加わり、それぞれ専担の教員がついていることは注目すべきことであろう。これらの多くは実用の学であり、漢学だけにとらわれず藩政をになう人材にとって必要と思われる教養・技能を学校の教育内容に取り込んだものである。こうした方式は現実的有用性を重視する樺島石梁の折衷学的教育観によるものであったといえるが、学校のあり方は明確に風俗矯正から人材育成へと転換し、学科課程もそれにともなつて変化したということである。

別表一の五は本荘星川が『学制私議』において提唱している教育内容である。前述のように本荘は明善堂を一種のイデオロギー教育機関として考えていたが、そこで育成される人間像は完成された人格を有する人間であり、粗のために文武の統一がはかられたのであった。それから学問については「古ハ大小学ノ別アツテ八歳或ハ十三歳ヨリ小学ニ入テ小節ヲ見小義ヲ践ミ十五歳或ハ二十歳ニナレバ大学ニ入テ大節ヲ見大義ヲ践ムト云フ」と小学大学の別について言及している。これは「童稚ノ時ヨリ稽古スルコトヲ益研究シテ実徳実才ヲ養フベシ若シ然ラズンバ所謂使人不由其誠教人不尽其材ノ弊生ジテ人才成就ノ期ハナキ者ナリ故ニ学校ニハ第一ニ大小学ノ別ヲ嚴ニ立ツルコト此レ先聖王ノ大法也」という「朱子学では学問教育において順序を超えない、『等を躓えない』とということが常に強調される」^(六十七) 考え方に基づいている。

別表一の六は慶応元年の明善堂の学科課程である。これは安政期の改革を若干手直したものであるが、原則

大学課業次第			小学課業次第				
上等生	中等生	下等生	上等生	中等生	下等生	初等生	等級
経伝子史集博大を務め詩文も各体学ぶ	易、三礼、春秋、三伝、胡氏 伝 汎く史子に涉り、詩（五七古）、文（論策序記）を学ぶ	学庸、近思録、詩書 汎く歴史に涉り、詩（五七律）、文（論説）を学ぶ	中等生の独誦会読の書 孟子、論語 史記、漢書 詩（五七絶）、文（復文紀事）を学ぶ	小学、四書、五経 稽古録、十八史略、左伝、国語など 小学、蒙求など	五経	小学、四書	教材など
	講究	講究	独看 講究 習熟	復誦 独誦 輪講又は会読	素読	素読	学習法

別表一の六 『学館改革課程試業御壁書写』（慶応元年）

課	程	
中等生	初等生	等級
正業 易経、詩経、書経、春秋、礼記	正業 大学、論語、孟子、中庸、小子 その他 十五歳まで習書、 ^{幼儀}	課業
素読	素読	学習法
五経各二百字づつ抽 ^読 千字中二十五字以内忘誤の者は上 ^等 生に進	四書と小 ^学 を各百字づつ抽読 五百字中二十五字以内忘誤の者は中等生に 進級。尚、五字以内の忘誤を甲科、十字以内忘誤を乙科とする。	試業

別表一の六 『学館改革課程試業御壁書写』（慶応元年）

		小 学 課 程		等級	課 業	学習法	試 業
中等生	初等生	正業 詩經（集註を主とす）、書經（蔡伝を主とす）、春秋（胡伝を主とす） その他 春秋、三伝 詩文集 詩文各体を学ぶ	正業 近思録、十八史略、蒙求、左伝、史記 その他 儀法類聚、三鏡、太平記 唐詩選、三体詩の類を読む 詩作を学ぶ 余力あれば師の指図にしたがう	初等生	正業 大学、論語、孟子、中庸、小学 その他 十五歳まで習書、幼儀	素読	四書と小学を各百字づつ抽読 五百字中二十五字以内忘誤の者は中等生に進級。尚、五字以内の忘誤を甲科、十字以内忘誤を乙科とする。
中等生	初等生	正業 詩經（集註を主とす）、書經（蔡伝を主とす）、春秋（胡伝を主とす） その他 春秋、三伝 詩文集 詩文各体を学ぶ	正業 近思録、十八史略、蒙求、左伝、史記 その他 儀法類聚、三鏡、太平記 唐詩選、三体詩の類を読む 詩作を学ぶ 余力あれば師の指図にしたがう	中等生	正業 易經、詩經、書經、春秋、礼記 その他 算術	素読	五經各二百字づつ抽読 千字中二十五字以内忘誤の者は上等生に進級。忘誤五字以内甲科、十字以内乙科。
中等生	初等生	正業 詩經（集註を主とす）、書經（蔡伝を主とす）、春秋（胡伝を主とす） その他 春秋、三伝 詩文集 詩文各体を学ぶ	正業 近思録、十八史略、蒙求、左伝、史記 その他 儀法類聚、三鏡、太平記 唐詩選、三体詩の類を読む 詩作を学ぶ 余力あれば師の指図にしたがう	中等生	正業 易經、詩經、書經、春秋、礼記 その他 算術	講究 兼修 手広い独看	四書各一ヶ所づつ抽出弁書 いずれも義理通達すれば合格。

	<p>作文、好みにより雅。</p>		
<p>中等生</p>	<p>正業 詩経（集註を主とす）、書経（蔡伝を主とす）、春秋（胡伝を主とす） その他 春秋、三伝 詩文集 詩文各体を学ぶ</p>	<p>講究 兼修 手広い独看</p>	<p>詩経、書経、春秋各一ヶ所づつ抽出弁書を以て試業 義理通達すれば別日詩文のうち本人の望みを以て試業</p>
<p>上等生</p>	<p>正業 易経（本義を主とす）、礼記（陳註を主とす）、思録 その他 周礼、儀礼 七書の兵法を調べ、群書を博覧 四書五経の奥旨を究める</p>	<p>講究 兼修</p>	<p>易経、礼記、近思録及び四書を各一ヶ所づつ抽出弁書すれば別日に答問時務策一篇づつ試。和文漢文はその意に任す。</p>

的には本荘星川の案を継承したものと見る事ができる。

その内容を一覽するとそれぞれの等級に於いて

物とそれらについての試業の合格基準が厳密に定められ、諸生への教育が一定の知識の習熟というきわめて注入主義的な方法によっておこなわれていたことがわかる。但し、大学課程もしくは小学課程上生あたりからは正業以外の自発的な学習が要求されるようになっていた。殊に大学課程中等生以上にあつては試業内容も第二次試業では正業以外の教養を試すものになっていて、この段階では正業以外の教養を試すものになっている。また、文武の合一も強く要求されるようになり、この慶応期の学科課程では別に鎗術・劍術・柔術の内より一芸、弓術・馬術・砲術・居合のうちより一芸が藩士として修得すべき必須の武芸とされていた。そして何より「学問は大・学初等生ニ入、武芸は二術免許或は一術印可相伝之輩ニ無之而は一切御奉公願出申間敷且御家中養子願之儀も人品右同様心得可願出候」と文武において一定の修得基準に到達していなければ奉公は勿論、養子の口さえ儘ならぬことと決められていた。

以上をとりまとめて、明善堂を素材に藩校教育の性格を整理すると第一に明善堂はその再建すら危ぶまれる藩財政の危機の中で設立された。そのことじたい明善堂が政治的存在であったことを意味している。これはいわゆる藩校の時務意識の問題であつて他の多くの藩校の場合にもその強い存在理由となっている。この時務意識は指導者の交替があつても基本的に変わることはなかった。樺島石梁は明善堂の果たすべき役割を藩行政に貢献する人材の育成というところにおき、本荘星川や不破美作はイデオロギー教育を中心にした人材育成を構想した。天保学連の一派も学問を政治的な社会変革のイデオロギーとして捉えていたことを含めて藩の学校の基本的任務

は変わっていない。

第二に教育の内容についてであるが、石梁が実務に有能な官僚の育成をめざしたにしてもそこでの教育は藩社会で主体的に藩務をこなせる人材の育成であり、星川も藩体制を支える人間の完成という観点から教育方針や学科課程を組み立てた。こうした藩士に対する教育は特定の専門的な職業教育ではなくある種の教養教育を指向していた。本荘らの主張した文武の合一もそのことによって人格の完成を目指すという観点があったのである。それはある意味でその後の高等普通教育の枠組みと共通の性質を持っているといえよう。このことは後に近代中学校教育を受け入れていくときに大きな意味をもってくるといえるのである。

第三に居寮生の問題を含めて明善堂で学んだ人間が藩行政組織の重要ポストに配属されていき、明善堂が官僚養成、行政エリート養成という側面を教育目的の中心におくようになっていったことが挙げられる。そして第四に当然のことではあるが、藩校は藩の経営する学校であり、藩みずからが組織、施設、教官、書籍等の充実をはかっていった。そのことは公権力が公的な目的のためにおこなったという点において、寺子屋教育とは全く異質な教育であったということができる。こうした学校のあり方は学校教育の公共性という観念の原型となったといえる。